会員の入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 北海道国際流通機構(以下「当法人」という。)の 定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) に基づき、当法人の会員の入会及び任意退会に関し必要な事項を定め、その適正か つ円滑な運営を図ることを目的とする。

(社員及び会員の種別)

第2条 当法人の構成員は、社員及び3種の会員から成る。

①社員

当法人の目的に賛同して入会申し込みを行い、社員総会の承認を得た法人又は個人。一般法人法の社員となり、社員総会において議決権を有する。

②会員

(1)企業会員

当法人が実施する会員サービスを享受することを目的とし、当法人所定の入会申し込みを行い、社員総会の承認を得た企業。なお、一般法人法の 社員とならない。

(2)自治体会員

当法人が実施する会員サービスを享受することを目的とし、当法人所定の入 会申し込みを行い、社員総会の承認を得た地方自治体。なお、一般法人 法の社員とならない。

(3) 賛助会員

当法人への賛助を行うことを目的とし、当法人所定の入会申し込みを行い、社員総会の承認を得た個人及び法人。なお、一般法人法の社員とならない。

(入会基準及び手続)

- 第3条 当法人の会員になろうとする者は、社員総会が別に定める入会申込書を代表理事 に提出しなければならない。
 - 2 前項の入会申込みに対しては、代表理事が入会の可否を決定し、申込者にその旨を通知するものとする。
 - 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使 する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、申込まなければな らない。なお、指定代表者を変更した場合は、速やかに社員総会が別に定める変 更届を提出しなければならない。

(基金及び年会費)

- 第4条 本条に定めるところに従い、当法人の社員は基金を、会員は年会費を支払わな ければならない。
 - 2 基金及び会費は、当法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
 - 3 基金及び会費の額は、次に掲げるとおりとする。

基金 1口100万円

会費 企業会員 1口1万円

販売価格に応じて、下記のように口数が変動するものとする。なお、口数は、商品登録可能数とする。

入会当初及び当法人への販売価格 100 万円以下の企業の翌年会費	3 口以上
当法人への販売価格 100 万円を超えた企業の翌年会費	5口以上
当法人への販売価格 200 万円を超えた企業の翌年会費	10 口以上
当法人への販売価格 300 万円を超えた企業の翌年会費	15 口以上
当法人への販売価格 400 万円を超えた企業の翌年会費	16 口以上
当法人への販売価格 500 万円を超えた企業の翌年会費	20 口以上

自治体会員 1口5万円

賛助会員 1口1万円(又は金銭以外のサービス等)

- 4 社員が納入した基金は、当法人の運営を行う資金として運用することができる
- 5 その他基金の取扱いは、別途定める基金取扱規程によるものとする。
- 6 会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(特典)

第5条 当法人の社員及び第2条に定める会員は、次の特典及びサービスを受けることができる。

①社員

・海外バイヤーへの販売等を目的として、当法人から会員商品の購入が可能である。

②会員

- ・会員が海外に輸出を希望する商品(以下、会員商品)に対して海外での商談を 行うことができる。なお、海外での商談については、海外バイヤー、海外アン テナショップ、物産展、海外スーパー等への会員商品の販売の為、当法人の社 員が交渉を行う。
- ・海外での商品ニーズについての会員向け会報誌

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に、当法人の管理する会員名簿に登録するものとする。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、 社員総会が別に定める変更届を提出を求めるものとする。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(任意退会の手続き)

第7条 会員は、いつでも社員総会が定める退会届を代表理事に提出することにより、退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

(除名)

第8条 会員は、当法人の定款第9条の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって除名することができる。

(社員及び会員の資格喪失)

第9条 会員は、当法人の定款第10条の各号の一に該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。

(補則)

第10条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

本規程は、一般社団法人 北海道国際流通機構の設立の日から施行する。